

控

1

平成30年（ワ）第9681号 名誉棄損等請求事件

原告 吉井康雄

被告 学校法人大阪経済大学 外3名



準備書面（5）

令和元年10月10日

大阪地方裁判所 第24民事部 合議1係 御 中

原告

吉井康雄



はじめに

2019年9月10日の法廷での原告に対する指示は以下のとおりであり、これについて、10月10日までに応答することとなっている。

原告が名誉棄損とするケースNO30～35は、別件訴訟の資料や証拠をもとにしているが、その舞台である被告大学理事会および経営学部教授会での被告大学（含む、被告3名）の振る舞いが原告の名誉を棄損しているという理解でよいか、との確認があり、そのとおりであるとの原告の回答のもとで、被告大学準備書面（3）に応答せよとの指示である。

被告大学による「原告の名誉を棄損していない」との具体的な証拠をもとにした反論がないことから、原告は、終審間近と感じており、被告大学準備書面（3）への応答を第1部に陳述し、第2部には、原告が懸念する事由と別件訴訟1の判決に疑問を抱いていた原告による再審請求の最高裁判決が確定したことによる本訴訟の請求の修正、これらに加えて、本訴訟における被告大学との訴訟過程で必要と感じた名誉棄損の追加事例を示し、被告大学にその応答を求めることにする。

第1部 被告大学準備書面（3）についての認否

被告大学準備書面（3）の文書を逐次示しながら、認否および反論を行う。

第1の1の陳述： （注：被告大学の準備書面（3）の当該部分の抜粋）

「N030の「公示文書」については、既に準備書面（2）において指摘したように、原告のホームページを見た本学の教職員及び評議員から心配の声が寄せられておりこれら本学関係者からの問い合わせへの対応のため、大学のホームページに掲載しないで公示したもので、非公開の理事会、評議員会にのみに配布しただけで学外第三者への流布の可能性はない（乙4の97～98頁の五 争点五についてを参照）。なお、準備書面（2）1頁東京地判平成21年3月18日は撤回する。」

第1の1の陳述に関する原告の認否および反論：

強く否認する。なお、この「N030の「公示文書」は意見ないし論評型名誉棄損に該当するケースであり、前提事実は原告の特任人事における被告大学経営学部執行部による不法行為とそれを原告がウェブ上にアップしたホームページであり、それに関する意見論評をこの「公示文書」は被告大学関係者に公表している。

被告大学による上記陳述において、赤色で表記した箇所は虚偽であり、その根拠および否認理由を以下に示す。

- ④ 別件訴訟3、草薙裁判での草薙氏の陳述書（甲17、2頁）に下記記載がある。

2/24 吉井裁判で係争中の事案に関することとして「本学は、適正、妥当な判断と手続きにより関係業務を行い・・・」旨の記載を含む文書を、高裁判決前であるにもかかわらず法人名で公表

- ⑤ 別件訴訟2、理事長である佐藤の陳述書（甲28、7頁）には下記記載がある。

(2) 同窓会
昨年度で9万人を超えた本学の同窓生を束ねる同窓会は、本学を陰ながら支えてくれる一番のサポーター的な存在です。その現同窓会会長である田村正晴理事・評議員へ、今回の吉井による当該ブログの存在を知った同窓生からの多数の問い合わせがあり、その意見としては一様に困惑しており、母校の評判を落とす当該ブログに対しての怒りの声や心配する声が寄せられているそうです。

- ㉓ 別件訴訟 2、同窓会副会長の田村の陳述書（甲 2 8、1 頁）には下記記載がある。

同窓会長である私宛に、各地の支部長や近隣の卒業生から、幾多の問い合わせがありました。皆さんはネット掲載された「バワハラ訴訟」に様に驚き、母校の評価が貶められることを心配してのことでした。誰もがネット掲載の全ての情報に目を通したわけではありませんので、中には吉井氏への同情的な受け止め方もありました。膨大な資料をダウンロードし、つぶさに内容を吟味した方々からは、吉井氏の成り振り構わない行為に驚き、卒業生としてこれを看過することはできないとの強い抗議の意思表示がありました。

- ㉔ 別件訴訟 2、被告井形および被告池島の「吉井氏の問題に対する経営学部における確認依頼」文書（甲 2 3、5 頁）には下記の記載がある。

④最後に、我々が大阪高判の結論を受けて上告しなかったのは、吉井氏の地位が確認されないという勝訴判決を確保するという法人（理事会）の判断に従ったためです。その前提として、前述の通り、平成 27 年 2 月 24 日の学内理事会、および同年 3 月 17 日の理事会・同日の評議員会において、「本学元教員による名誉毀損、業務妨害行為について」（平成 27 年 2 月 24 日付・学校法人大阪経済大学）を正式公表すると承認し、少なくとも、学校法人として井形および池島の行為は「役職上の正当な行為」として結論づけられたからなのです。

- ㉕ 別件訴訟 2、山田文書「経営学部教授会で配布された 2 文書への批判」文書（甲 2 2、1 3 頁）には下記の記載がある。

この文書は、経営学部教授会にだけは、確か 2015 年春頃に配布されました。

2014 年 9 月 30 日に大阪地裁の判決が出ましたが、それに対する理事会の見解らしきものとしては、私が知る限り、5 か月も後になってからやっと出されたこの文書だけです。この文書は「学校法人大阪経済大学」名の「関係各位」宛文書で、この文書の「関係各位」が誰を指すのか、また、どのように「正式公表」されたのか、全く不明です。

… 略 …

また、「正式公表すると承認された」というなら、どこへどのように公表されたのでしょうか、理事会にお答えいただきたいと思います。「公表」に値する実際の行動はあったのでしょうか。

被告準備書面の「**非公開の理事会、評議員会にのみに配布しただけ**」は、㉓より、明らかに虚偽で、**経営学部教授会メンバー約 40 名ほどには配布された**とある。

理事会と評議員会は、当該文書を正式の公表することを承認したことが㉔より確認され、承認したメンバーにのみ配布しただけとの陳述は信用し難い意見表明である。

「一般読者の普通の注意と読み方を基準とする」と、「**本学関係者の問い合わせ**」は㉓と㉕より、同窓会、卒業生、在学生、在学生の父母が主たる対象者と推認される。

以上より、「**学外第三者への流布の可能性はない**」は虚偽となる。

なお、N030の「公示文書」は、原告の名誉を棄損しないという主張をするために、乙4を証拠として、「当該事実摘示等が第三者へ流布ないし伝播する可能性がない」、「公然性がない」から名誉棄損の不法行為は成立しないと陳述しているが、原告の上記立証のもとで、被告大学の主張は論理的に却下され、否認される。

第1の2の陳述：

被告大学は当該陳述部分では、最高裁判例を摘示し、その解釈を述べている。

第1の2の陳述に関する原告の認否および反論：

最高裁判例部分は、認否対象外である。

被告大学がN030の「公示文書」が原告の名誉を棄損しないと主張するために、当該判例を正しく適用しようとしているかについては、疑問を感じるところがあり、次の第1の3の陳述において、原告は認否および反論をする。

第1の3の陳述： （注：被告大学の準備書面（3）の当該部分の抜粋）

「この最高裁の判例を踏まえて本件を考察するに、学校法人という公益法人である被告が2015年（平成27年）2月24日に公示した「本学元教員による名誉毀損、業務妨害行為について」と題する文書（乙2）における

「本学は、適正、妥当な判断と手続により関係業務を行い、元教員の在職中に同人に対するハラスメント行為は一切ありません。上記の点を踏まえ、今後元教員による名誉毀損、業務妨害に対し、適正に対処する所存であります」の各表現は、

「元教員が、インターネット上のサイトにおいて、訴訟記録他多数の情報を掲載し、本学、本学経営学部および関係者個人の名誉を著しく毀損し、本学の業務を妨害する行為を繰り返しています。」

の各表現（意見）に対する反論の法的な意見ないし論評（見解）の表明であることは明らかで、「事実の摘示」をするものではない。

また上記各表現が原告に対する人身攻撃に及ぶものとは言えず、N030の

「公示文書」は名誉毀損とは認められない。」

第1の3の陳述に関する原告の認否および反論：

強く否認する。

被告大学によるNO30の「公示文書」は、前述したように、前提事実を摘示し、これに意見ないし論評を加えた意見ないし論評型名誉毀損であることに異論をはさむ余地はないと原告は確信している。

しかしながら、NO30の「公示文書」において、被告大学は、原告が前提事実とする「元教員が、インターネット上のサイトにおいて、訴訟記録他多数の情報を掲載し、」の部分、および、原告が意見ないし論評とする「本学、本学経営学部および関係者個人の名誉を著しく毀損し、本学の業務を妨害する行為を繰り返しています。」の部分と併せて、被告大学は被告大学の意見とし、この意見に対する被告大学の法的見解は「本学は、適正、妥当な判断と手続により関係業務を行い、元教員の在職中に同人に対するハラスメント行為は一切ありません。上記の点を踏まえ、今後元教員による名誉毀損、業務妨害に対し、適正に対処する所存であります」と表明し、「**事実の摘示**」をするものではない、意見ないし論評であり、その表現も原告に対する人身攻撃に及ぶものとまでは言えないことから、NO30の「公示文書」は原告を名誉毀損するとは認められない、と被告大学は主張している。

極論すると、被告大学の主張は、NO30の「公示文書」は意見論評の類であるから、原告を名誉棄損するものではないという主張である。

原告は、被告大学のこのような主張に反論するために、被告大学が証拠とした最高裁判例をもとに、意見ないし論評型名誉棄損の判断基準を以下に明示する。

被告大学の意見ないし論評による名誉毀損行為が免責されるためには、次の4要件をすべて満たすことが求められる。

- ①意見論評が公共の利害に関する事実にかかること（公共性）
- ②意見論評の目的が専ら公益を図るものであること（公益性）
- ③その前提としている事実が重要な部分において真実であることの証明がある（真実性）か、または、真実と信ずるについて相当の理由があること（相当性）
- ④人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでないこと

この意見ないし論評型名誉棄損は前提事実の有無により、次の2つに大別される。

・「**事実の摘示を前提とする意見ないし論評**」

意見ないし論評するという行為にはその根拠となる事実、前提事実が摘示されている、あるいは、意見ないし論評の背後に社会的評価を基礎づける何らかの事実、黙示的事実を読み取ることができるということであって、この摘示された前提事実・黙示的事実が人の社会的評価を低下させる、ないし、その危険をもたらす、即ち、名誉を棄損していることになる。

意見ないし論評の表明はその損害の発生・拡大に関連するかが問われることになるが、ここにおいても④に該当する場合は、意見ないし論評といえども名誉棄損となる。

なお、事実摘示型名誉棄損の免責要件は、前述の①②③において、事実の公共性、事実の公益性、事実の真実性・真実相当性に置き換えたものであることを付記しておく。

・「**事実の摘示を前提としない意見ないし論評**」

被告大学の主張する「法的な見解の表明」と「前提事実が存在しない意見論評型名誉毀損」について述べる。

最初に、「法的な見解の表明」は事実の摘示か、意見ないし論評かということであるが、いかなる場合においても、法的な見解は、一定の社会的事実に対して表明されるため、「法的な見解の表明」による名誉毀損においては、常に、この社会的事実の摘示がなされていることになり、この事実が、「一般読者」の視点において、人の社会的評価を低下させるか、ないし、その危険をもたらす場合には名誉棄損となる。

次に、「前提事実が存在しない意見論評型名誉毀損」では、前提事実の真実性を問題にする免責法理の適用はできないが、この場合においても、名誉感情の侵害による不法行為は成立し、その成否は、判例が意見論評型名誉毀損の免責要件の一つとする「論評非逸脱性の基準」の適用により、成否の判断が可能となる。

意見論評が「論評としての域」を逸脱しているかどうかは、次の3つの視点により判断されるとしており、被告大学のN030の「公示文書」の表現が原告の名誉感情を侵害しているかが判断されることになる。

④ 相手方による発言の有無およびその態様

⑥ 発言が行われた状況の公共性

⑦ 相手方に損害を与える意図の有無

なお、このアプローチは、立命館大学石橋秀起教授の「名誉毀損と名誉感情の侵害」に依拠していることを申し述べておく。

原告が名誉棄損の判断基準とした判例を示しておく。

事実摘示型名誉棄損では、最判昭和41年6月23日（民集20巻5号1118頁）、意見論評型名誉毀損では、最判平成9年9月9日（民集51巻8号3805頁）、関連する判例として、最判昭和31年7月20日（民集10巻8号1059頁）、最判昭和58年10月20日（集民第140号177頁）、最判昭和39年1月28日（民集第18巻1号136頁）、最判平成16年7月15日（民集58巻5号1615頁）、東京高判平成6年1月27日（判時1502号114頁）。

意見ないし論評型名誉棄損の判断基準を明確にしたので、これをもとに、被告大学のNO30の「公示文書」が原告の名誉を棄損しているか否かの評価をするが、その前に、4要件の③の前提事実について付記しておく。

前提事實は、人が何らかの評価を下すには、その根拠となる事実が示されていなければならないということに対応しており、この前提事實の真実性または真実相当性が名誉棄損を判断する重要な要件となるため、最初に、この観点から、NO30の「公示文書」を分析・評価する。

（1）NO30の前提事實の真実性または真実相当性について

当該文書の前提事實「元教員が、インターネット上のサイトにおいて、訴訟記録他多数の情報を掲載し」と黙示的事実「元教員は被告大学の組織的なパワハラにより、特任教員任用規程（新規程）の手続きを逸脱する不法行為のもとで特任教員の機会を奪われている」が、被告大学の主張する意見「元教員による名誉棄損、業務妨害行為に対し、厳正に対処する所存」の真実性、真実相当性の要件を充たすか、逆に、「原告の名誉を棄損する不法行為」の要件となるかを、証拠などをもとに分析・評価し、被告大学に反映されるのか否か、原告に反映されるのか否かを診ることにする。

(a) 草薙裁判での被告北村實の尋問調書（甲18、3～4頁）

原告が被告大学による不法行為を主張するインターネット情報は、ほぼ真実であると、被告大学の理事会の調査委員会が2015年（平成27年）2月20日の学内理事会で報告していることから、原告が主張する事実は真実・真実相当性の要件を充たすと解される。

中心は草薙さんと、山田さんもそうでしたが、の、吉井裁判での証拠として出されたもの、あるいは、吉井さんのインターネットで、ホームページ等でアップされたものの中身は、ほぼ真実だという報告だったと思います。

(b) 草薙裁判での草薙氏の陳述書（甲17、4～7頁）

被告井形浩治経営学部長・理事が特任教員任用規程（新規程）の手続きを無視し、原告の特任教員申請書類を故意に特任教員推薦委員会に提出せず、原告の特任人事を妨害したが、その不法行為に対し、理事会は何ら懲罰を科していないと指摘することから、被告井形による不法行為の存在が立証される。

また、前述のように、井形氏にも直接、肅々と手続を進めるように言ったのですから、この点で私に落ち度があるとは思えません。学内規則で明定された手続を怠った井形氏がいまだに何の責任も問われていないこともあわせて考えれば、言いがかりというほかないでしょう。

被告大学の最高意思決定機関である理事会が、正常に機能していないことがこのような不法行為の温床となっていることを推認する下記の記述がある。

その1つは、理事長執行部の北村實総務担当理事（元経営学部長・理事）が理事会の正常な意思決定を妨げる専横ぶりをしてしていると批判する記述である。

・ 当時から現在に至るまで、北村理事のやり方は一貫しており、理事会においても学部教授会においても問題事を公の場に出さず、自分とその周辺に不利な事どのような手段を用いてでも揉み消そうとする、というものです。吉井氏は裁判に訴える以外の方法で、自身の問題を公にして争うことはできなかったと思います。

・ 北村理事は、自身が吉井氏から「パワハラ加害者」と指摘されていることを無視しつつ、懲戒等検討委員会において警察のように捜査を担い、理事会においては検事のように追及するとともに裁判官のように判決を下す、という3つの役割において主導的な役割を果たしてきました。

理事会の外部理事の行動が正しく機能しない、そのような実態にあるという事実の記載もある。

元大阪弁護士会会長である佐伯照道理事は、被告大学が原告を名誉棄損等で訴えても敗訴すると指摘したが、被告北村総務担当理事らはこれを無視し、理事会は原告を名誉棄損等で1500万円の損害賠償を求める訴訟を決定している。

・ 法律の専門家である佐伯照道理事（弁護士，元大阪弁護士会会長，元近畿弁護士会連合会理事長）の「この件が裁判になれば負ける」という発言にさえ聞く耳を持たず，一意見として退け，自身の主張のみを押し通してきました。

次に、一般のインターネット閲覧者の普通の注意と読み方を基準にして、この前提事実を記載したホームページの情報が被告大学の名誉を棄損しているか、被告大学の不法行為が原告の名誉を棄損しているかを判断すべきであるが、その客観的な判断材料として、裁判所の法的な見解を援用することにする。

その根拠は、被告大学の主張する法的な見解よりも、裁判所が事実の真実性、真実相当性を調査し、社会の規範的要請に応答するものとして示した裁判所の法的な見解の方が広く社会に受容されるとの原告の判断によるもので、この立場から、裁判所の法的な見解を判示した次の2つの判決を以下に示す。

(c) 原告が地位確認を求めた別件訴訟1の大阪高裁の判決

この判決は、N030の「公示文書」が2015年（平成27年）2月24日に公示された約2か月後の判決である。

大阪高裁は「被控訴人井形及び被控訴人池島は、控訴人に対し、不法行為（民法709条）に基づく損害賠償義務を負うべきことになる」（甲2、23頁）、「被控訴人井形及び被控訴人池島の故意による共同不法行為…」（同、25頁）と判示しており、**被告大学の「故意による不法行為」が確定している。**

これより、前提事実の真実性・真実相当性については、被告大学には反映されないと解される。なお、この判決後も、原告の名誉が棄損されているとの意識は原告にはなく、純粋に地位確認を求めた訴訟であり、不法行為の枠組みは大阪地裁が原告の代理人弁護士に指示されたもので、原告は訴訟の焦点がボケるために反対したが、よくあることと説得され、承認印を押す書類にサインをした経緯

のある訴訟の判決であることを付記しておく。

(d) **被告大学が原告を名誉権侵害等で損害賠償等を求めた別件訴訟 2**

原告が、NO30でいうところの前提事実をアップしたホームページは、被告大学の名誉を棄損し、業務侵害に当たるなどとして、損害賠償およびホームページの削除を求めた別件訴訟2の平成29年6月13日の大阪地裁判決では、原告が被告大学を名誉棄損しているかを「事実摘示型名誉毀損」のケースと「意見ないし論評型名誉棄損」のケースに分けて、名誉棄損の免責要件（公共性、公益性、真実性・真実相当性）、および、原告の意見・主張の「論評非逸脱性」を分析・評価し、原告の行為は名誉棄損の免責要件を充たしており、原告の表現は「論評非逸脱性」の範囲内であるとして、「事実摘示型名誉毀損」にも「意見ないし論評型名誉棄損」にも抵触しないとの判決を下している。

被告大学の主張が却下されることを納得していただくために、大阪地裁の判決より、意見ないし論評型名誉棄損の部分を以下に示す。

「本件記事等の掲載は、公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的で行われたものと認めるのが相当である」（甲7、23頁）として、意見ないし論評による名誉毀損行為の免責要件①と②のいずれも充たすと判示している。

免責要件③については、原告の行為は、「**これらの事実を前提に、本件大学経営学部において、執行部により継続的かつ組織的に被告（注：原告を指す）に対するパワハラが行われていたとの見解を示したものと解される**」より、**意見ないし論評の前提事実は重要な部分において真実であるか、又は、原告において真実と信じる相当の理由があったと判示している**（同、31～32頁）。

その一方で、**被告大学の行為は、「本件大学において「組織的・継続的・計画的」なパワハラが行われていたと評価することが不当であるというものと解されるが、摘示された前提事実に照らして当該意見が相当か不当かというようなことは、そもそも真実性等の判断の対象となるものではないから、原告（注：被告大学を指す）の上記主張は、失当である**」（同、32頁）と判示し、**被告大学の主張「元教員による被告大学を名誉棄損する不法行為」の論拠を否定している**。

免責要件④「人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでないこと」については、「本件記事等で摘示されている事実の内容や記載文言等

に照らし、いまだ個人に対する人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱するとまでは認められない。」(同、32頁)として、被告大学の主張を却下している。

(e) 小括

被告大学が「意見ないし論評型名誉棄損」の対象とした、NO30「公示文書」は、その前提事実の真実性・真実相当性について、前述の(a)~(d)で調査、分析、解釈したように、被告大学の主張は却下され、原告の名誉が棄損されているということが立証された。

(2) NO30の意見ないし論評が論評非逸脱性の基準範囲か否かの評価

被告大学は、純粋に意見ないし論評のみであると強調するNO30の「公示文書」の表現が論評非逸脱性の基準範囲か否かを評価する前に、次の判例に触れておく。

東京高判平成6年1月27日(判時1502号114頁)の判決

新聞記事による名誉毀損の不法行為責任の成否に関し、当該部分が意見を叙述した言辞(意見表明)であるときに、下記aからcの要件を満たせば、不法行為責任は成立しない。

- a 当該記事が公共の利害に関する事項についてのものであること
- b 意見の基礎をなす事実が、当該記事に記載されており、かつ、その主要な部分について真実性の証明があるか、記事の公表者においてこれを真実と信ずるについて相当の理由があること
- c 当該意見を、その基礎をなす事実から推論することが、不当、不合理なものとはいえないこと

この判決より、基礎事実から意見へといたる推論についての妥当性ないし合理性を問題にしていることが自明であり、NO30の「公示文書」の表現は將にこれに該当するということを断っておく。なお、意見ないし論評による名誉毀損行為の免責4要件において、aが①に、bが③に、cが④に該当していると認識される。

最高裁（平成9年9月9日、判時1618号52頁）の判決

「ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、右意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、**人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、右行為は違法性を欠くものというべきである。**…」

この判決より、名誉の保護と表現の自由の保護のバランスが理解され、**論評非逸脱性「人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない」の立ち位置が理解される。**ここにおいて、**人身攻撃**とは、ある論証や事実の主張に対して、その主張自体に具体的に反論するのではなく、**主張した人の個性や信念を攻撃することをいい、論点をすりかえる作用をもたらす論法**を指し、これには種々のパターンがみられる。

論評非逸脱性の意味するところを前述のように理解したうえで、主張した人の個性や信念を攻撃する、即ち、原告の名誉感情を侵害しているかを、次の3つの視点で調査・分析・解釈し、被告大学の意見が論評としての域を逸脱しているかの評価をする。

- ① 相手方による発言の有無およびその態様
- ② 発言が行われた状況の公共性
- ③ 相手方に損害を与える意図の有無

なお、対象とするN030の「公示文書」の表現を下記に示す。

「本学は、適正、妥当な判断と手続により関係業務を行い、元教員の在職中に同人に対するハラスメント行為は一切ありません。上記の点を踏まえ、今後元教員による名誉毀損、業務妨害に対し、適正に対処する所存であります」

① 相手方による発言の有無およびその態様

石橋秀起教授は、当該発言がもつたら相手方に損害を与える意図をもってなされた場合、そのことのみをもって名誉感情の侵害が肯定されると指摘している。

公示文書の当該部分では、被告大学は次のように表現している。

㉗「適正、妥当な判断と手続により関係業務を行った」

㉘「元教員の在職中に同人に対するハラスメント行為は一切ありません」

㉙「今後元教員による名誉毀損、業務妨害に対し、適正に対処する所存」

㉗の表現は、被告大学は適切に対処しているのであって、原告に問題があると、論理をすりかえた表現になっている。そこで、被告大学が原告に行った行為を調べれば、「適正、妥当な判断、手続き」とは言い難い、極めて悪質な内容である。

特任教授の任用妨害では、特任教員任用規程（新規程）の偽装という刑法に抵触する私文書偽造を行い、そのもとで、「特任教員の担当科目はカリキュラム委員会の承認が必要」とする、カリキュラム委員会規程の偽装をし、原告の担当科目を不要・不開講とし、教授会での審議を省き、原告の申請書類を「書類の不備」と決めつけ、井形浩治学部長・理事はカリキュラム委員会の決定を受けて特任教員推薦委員会に故意に提出せず、教授会には「不受理になった」と報告して教授会での議論を拒否している（甲 7 2、特別抗告理由書を参照されたい）。

㉘についても同様であり、別件訴訟 2 の大阪地裁および高裁判決では、歴代の経営学部執行部による、繰り返されるパワハラ行為が判示されている（甲 7、甲 8）。

㉙の「適正に対処する所存」は、被告大学が原告を名誉棄損等で損害賠償を求めた別件訴訟 2 がこれに該当し、この訴訟では、被告大学の主要な主張は悉く却下されている（甲 7、甲 8）。なお、この訴訟をするための佐藤理事長の陳述書には、「吉井氏は激しく抵抗する可能性が高く、仮に訴訟しても任意で支払いを受けられる可能性は考えにくく、現在把握している資産については保全を行う必要があると考えます」（甲 2 7、8 頁）と、原告の恐怖心を煽る極めて悪質な表現である。

㉑ 発言が行われた状況の公共性

N 0 3 0 の「公示文書」の内容が審議・承認された場合は、被告大学の最高意思決定機関である理事会と理事会の諮問機関としての機能を有する評議員会である。

私立大学の公共性を高める組織での不法行為であり、この審議の実態は、別件訴訟 3 の草薙裁判での草薙氏の陳述書（甲 1 7）および、理事長執行部の一人、北村實の尋問調書（甲 1 8）から、社会の批判を受けるような審議がされていたことが推認される。

なお、被告大学経営学部教授会というブラックボックスでは、被告北村、被告井形、被告池島らによる執行部を構成するメンバーが、教授会での審議を避け、規程の私文書偽造、カリキュラム委員会の不正運用などを画策・遂行した事実が確認されている（甲2、甲7、甲8）。

これより、公共の利害にかかわる発言とは解される。

◎ 相手方に損害を与える意図の有無

被告大学理事長である佐藤武司の陳述書の下記表現には、金銭面の損害を与える意図があることが確認される（甲27、8頁）。

「吉井ブログにより発生した損害賠償請求をするにあたり、吉井氏は激しく抵抗する可能性が高く、仮に訴訟しても任意で支払いを受ける可能性は考えにくく、現在把握している財産については保全を行う必要があると考えます。」

そして、原告の精神面の損害、感情を逆なでする表現は、当該陳述書の全頁に及んでいることを原告は強く訴えておきたい。

これら、①～③より、NO30の意見ないし論評は、論評非逸脱性の基準範囲を超え、原告の名誉感情を侵害し、名誉を棄損していると、原告は主張する。

(3) NO30の「公示文書」を調査、分析、解釈した結論

被告大学は、「NO30の「公示文書」は名誉毀損とは認められない。」とするが、原告が(1)および(2)で調査、分析、解釈した結論は、被告大学の主張を退けるものであり、どの観点からアプローチしても、被告大学の主張は却下され、原告の名誉を棄損しているとの結論に至る。

以上が、被告大学準備書面(3)の第1の1から3における認否および反論の部分である。続いて、第2の1から5における認否および反論をする。

第2の1の陳述： （注：被告大学の準備書面（3）の当該部分の抜粋）

「N031の甲28、N032の甲27、N033の甲25、N034の甲23は、いずれも別件訴訟2（甲7～8）において被告大学が提出した証拠資料であるところ、

甲28は被告大学の同窓会会長田村の「大学進学を控えた孫娘から『お爺ちゃんの大学のパワハラ事件は本当か?』との電話がありました。」との記述に関し適切に対応していないことを、

甲27は前理事長佐藤が原告の上記ブログの記載により本学の業務遂行が立ち行かなくなっている等々を記載した表現を、

甲25は理事会から経営学部長に対し特任教員問題の総括を要請されて当時の学部長木村教授が作成した文書における甲1～2の判決を歪める表現を、

甲23は木村学部長が甲25を作成するに当たり吉井特任問題における経営学部の手続きについて教授会で確認する必要があるため、当該問題に関係した井形元経営学部長及び池島元副学部長に対し事実確認を求め両名が作成した文書における甲1～2の判決を無視した虚偽の表現を、名誉毀損である旨主張する。

しかし、上記のように甲23および甲25は意見ないし論評の表明で「事実の摘示」とは認められず、また、甲27および甲28は具体的にどの事実が「事実の摘示」なのか判然としない。」

第2の1の陳述に関する原告の認否および反論：

被告大学の主張を強く否認する。

原告が被告大学在職中に、被告大学経営学部執行部がどのように原告の名誉を棄損する不法行為を仕掛けてくるかは知る由もなかったが、退職後は当然のこととして、被告大学の理事会および経営学部執行部が原告の名誉を棄損する振る舞いをしていかは知る由がない。

この前提にたって、被告大学との地位確認訴訟（別件訴訟1）、被告大学が原告を名誉棄損等による損害賠償を求めた別件訴訟2、原告が地位確認訴訟で証拠としたことにより、懲戒処分され、その取り消しと名誉回復を求めた草薙氏の裁判（別件訴訟

3)、理事会の懲戒等検討委員会で特任教員の不申請を条件に懲戒処分を免除された山田学長補佐の文書など、断片の状況を呈示する情報を、出土した恐竜の化石の欠片と認識して、化石の欠片から恐竜の姿を具体化するように、断片の状況を呈示する情報から被告大学による不法行為の全体像を類推・再構築し、原告の名誉を棄損する不法行為であることを立証する、その役割を担う断片がNO31～35の事実である。

このような認識のもとで、被告大学による原告への名誉棄損をNO31～34をもとに分析・評価するが、これらはNO30と同じ前提事実のある意見ないし論評型名誉棄損の類であるため、意見ないし論評型名誉棄損の成否を確認したNO30と同じ手続きのもとで、NO31～34を分析・評価する。

NO31～34の前提事実、黙示的事実はNO30と同じ事実であることから、意見ないし論評型名誉棄損名誉棄損の免責要件③より、被告大学の主張は却下され、これらNO31～34は原告を名誉棄損する対象となる。

免責要件④の論評非逸脱性を評価するために、NO31～34より、意見ないし論評の主だった部分を下記に抽出し、それらが原告の名誉を棄損する損害の発生・拡大に関連しているか、論評非逸脱性の範囲内かを一括して分析・評価することにする。

なお、抽出した意見ないし論評には虚偽が明白な意見もあり、それは、その意見ないし論評の直後に、字下げして、＜虚偽あり＞と表記し、その論拠を示しておく。

NO31： 別件訴訟2の田村の陳述書に窺われる意見ないし論評

- ①同窓会長である私宛に、… 吉井氏の成り振り構わない行為に驚き、卒業生としてこれを看過することはできないとの強い抗議の意思表示がありました。
- ②同窓会と9万人の卒業生は、… 吉井氏の行為を決して許すことは出来ません。
- ③当時、大学進学を控えた孫娘から「お爺ちゃんの大学のパワハラ事件は本当か?」との電話がありました。

NO32： 別件訴訟2の佐藤武司理事長の陳述書

その1～4では、

- ①吉井氏には、使用者たる理事会の業務上命令にすらまともに従わない問題教員

であることが明らかとなりました。

- ⑤自身の思い通りにならない事態に直面した場合、周囲の迷惑を顧みず外部に暴露する行動に出る、ご本人の特性に基づくものだと思います。

<虚偽あり>

- ・ 4 頁の「北村實教授、二宮正司教授、樋口克次教授は、特任訴訟の当事者ですらありません。」との意見では、二宮は原告の 1 部科目を 2 部で開講することを認めたカリキュラム委員であり（甲 20）、北村は原告の特任人事は執行部で対処可能と井形・池島執行部に指示している人物である（甲 55）ことから虚偽である。
- ・ 4 頁の「本学のカリキュラム委員会は学部内の一委員会であり、最終意思決定は学部教授会で行っているため、経営学部執行部としては、適正に職務を行っているものであり、アカハラ、パワハラなどを行ったという事実はありません。」との意見では、原告の担当科目を全て不要、不開講とし、教授会での議論を拒否した事実がある（甲 57、甲 58）。別件訴訟 2 の大阪高裁は「控訴人（注：原告のこと）は、現行規程第 2 条(1)及び第 4 条の諸要件を満たしていたものと解される」（甲 8、22 頁）と判示しており、特任教員任用規程（新規程）第 4 条 1 の「②過去 5 年間の授業の担当および実績状況が適切であり、今後の教育活動に支障がないこと」、「④本学の教員としてふさわしい研究・教育・運営上の活動を行ってきたと認められること」より、原告の担当科目を全て不要、不開講とした根拠は否定される。これらより、虚偽である。
- ・ 5 頁の「人権委員会を利用したパワハラなどは制度上不可能」は、佐藤理事長の経営者としての認識の甘さを露見した意見で、原告を名誉棄損で人権委員会に訴えた経営学部副学部長樋口克次の訴えに対し、名誉棄損に当たらないとした OH 人権委員を、北村實経営学部長・理事と高橋努理事が理事会を主導して、退職に追い込んでいる（甲 45）。被告大学卒業生である佐藤理事長は、被告大学卒業生である OH 氏が不当な扱いを受けた背景を認識・反省すべきである。それ故、明白な虚偽である。

その5の(1)教職員の①井形浩治では、

⑥井形教授は、平成26年度秋頃より本学教員の推薦で、芦屋大学に非常勤講師として出講をするという話が進んでおりましたが、… 「パワハラ訴訟が出てきたので驚いた」との連絡がありました。… この件についても、井形教授が「何か問題のある人物」としてしか映らなかったと思われま

す。⑥井形教授の名誉を棄損しており、外部の人には訳のわからない一方的な情報により、評価が独り歩きしてしまうこととなります。

②池島真策では、

④吉井ブログ自体が大学や研究の業界で知れ渡るところとなっており、吉井ブログに関して色々言われるのが嫌になり、学会等への参加回数が減ってしまったとのこと。学会参加は大学教員の重要な業務の一部であり、学会参加により最先端の教育・研究を取り入れ、大学での講義等にフィードバックしているものが、できなくなるなど、悪影響が懸念されます。

③北村實では、

①吉井氏は、… 授業担当問題や公私混同的な研究費使用に関する問題などがあり、その際の吉井氏の尋常でない外部への攻撃性に大変手を焼いたそうです。

①学部長として適切な業務を行ってきたにも関わらず、事実を反しパワハラとしてブログに記載されてしまうなど記載や、上記①②と同様、… 深刻なネット攻撃にさらされることにより、… 学生や世間からの評価が重要である大学教員としての現在および将来の生活に被害が生じております。

(2) 同窓会では、

⑩その意見としては一様に困惑しており、母校の評判を落とす当該ブログに対しての怒りの声や心配する声が寄せられているそうです。

(3) 評議員では、

④これはまさに大阪経済大学へのテロ攻撃ではないかと思えました。

⑩本学の教員の素質をどのように受け止め、評価するのか、その影響は計り知れず、まさに本学への信用失墜行為であるのご意見がありました。

(4) 受験生およびその父兄では、

- ⑨受験生やそのご父兄の方からすると、真偽は分からないにまでも、漠然と問題のある学部であるとの印象を受ける可能性は非常に高いといえます。このまま吉井ブログを放置することにより被害は増大し、大学全体の信用失墜を続けられると本学の経営にも大きなダメージを与えることとなります。

その6. 結びでは、意見論評の総括を行っており、前述の意見論評に加え、繰り返し再掲している次の意見論評がある。

- ⑩特任訴訟の傾向からかんがみると、吉井ブログにより発生した損害賠償請求をするにあたり、吉井氏は激しく抵抗する可能性が高く、仮に訴訟しても任意で支払いを受ける可能性は考えにくく、現在把握している財産については保全を行う必要があると考えます。

NO33： 木村経営学部長の「特任教員任用をめぐる吉井氏問題の総括」文書

- ⑰控訴審判決は井形氏と池島氏は検討委員会の審議過程に吉井氏排斥を**連帯し故意的に持ち込んだと推認**している。つまり推認に際して、検討委員の中に、講義内容を理解していた者がいたとは必ずしも認めがたいとして井形氏と池島氏が答申を**恣意的に誘導したとする**。
- ⑱今般の吉井氏問題で池島氏は自己に課された職務を忠実に執行したのみであると言える。
- ⑲井形氏は控訴審判決のようなそしりを免れるためにも吉井氏問題について、学長との間でもう少し慎重な議論をしておくべきであったと考える。
- ⑳草薙氏、山田氏は、吉井氏問題がいろいろな意味において重要な問題を包含していることを認識しながら学長執行部議題として提起・論議しなかったこと、さらに裏面で吉井氏問題を拡散したことは職務執行の懈怠であったといえる。

NO34： 井形・池島の「吉井氏の問題に対する経営学部における確認依頼」文書

- ①「学部長が作成すべき授業計画についてカリキュラム委員会の意見を聞いて行う」と当時学部長であった井形が2012年9月28日経営学部教授会で諮っておりますが、再雇用である特任教員任用手続において正当であると考えます。こ

の教授会には吉井氏本人も出席していましたが（当時学長補佐であった山田文明氏も出席）、こうした手続について、吉井氏を含む教授会メンバーからは、何ら異議が唱えられませんでした。

<虚偽あり>

- ・「学部長が作成すべき授業計画についてカリキュラム委員会の意見を聞いて行う」は、特任教員任用規程（新規程）の任用手続きの「学部長は教務委員長および対象者と協議の上、授業担当計画を推薦委員会に提出する」との規定より、虚偽である。これは、刑法に抵触する「私文書偽造」した内容を2012年9月28日教授会で説明しているのである。

- ⑨吉井氏が提案した科目は、「不必要又は必要度が低いという意見で一致しました。なぜそのような結論で一致したか」というと、吉井氏が…学則上存在しない科目を挙げていたからでした。特任教員の3年間を、…経営学部のカリキュラムの体系上および教学ルール上、当然認められないからです。それゆえ、吉井氏が従前担当していた講義の内容を十分理解できるメンバーも含めた委員全員が、「不必要又は必要度が低いという意見で一致」したのでした。
- ⑩カリキュラム委員長であった池島は、その役職として業務を遂行しただけであります。こうしたカリキュラム検討委員会での一連の行為が、経営学部で問題視されたことはありません。それゆえ、この一連の行為は「役職上の正当な業務」であったのであり、問題はなかったと考えます。なお、理事会でも、この点が問題視されたことは一切ありませんでした。
- ⑪徳永学長は、「カリキュラム検討委員会が不要若しくは必要度が低いと判断した授業担当計画を提出されたとしても、受け付けられない（不受理）」としたのであります。井形は、「任用申請の手続をあえて進めなかった」わけではなく、学部長として正当な業務として一連の手続を行っただけであり、むしろ本人の意向を尊重して、吉井氏の作成した授業担当計画を提出しようとしていたのです。つまり、推薦委員会の委員長であった徳永学長が不受理と判断したのです。
- ⑫理事会としては、池島や井形の一連の行為は「役職上の正当な業務」としつつ、経営学部の一連の手続には問題がないと認めたということなのです。それにもかかわらず、今頃になって、一連の手続を否定するような意見が学内外から出るのには不思議でなりません。

- ⑨「不受理」とした推薦委員長である徳永学長の行為についてです。もし特任教員推薦委員会に受理するかどうかの権限があるなら、推薦委員会の委員長である徳永学長は、井形が提出しようとした吉井氏作成の授業担当計画を受理しなければなりません。なぜなら井形は、吉井氏自身が作成した授業担当計画を「そのまま」提出しようとした委員長である徳永学長のところに行ったのでありますから、それを推薦委員会の委員長というだけで拒否できないはありません。また、徳永学長が学部任せるような発言をしたとするなら、推薦委員長あるいは推薦委員会の（判断）権限を経営学部長に委ねたということでもありますから、井形の問題というよりも、むしろ、その権限を委ねた者の責任、つまり、推薦委員長である徳永学長が問題視されなければなりません。
- ⑩吉井氏の退職へ向けた一連の手續について、理事会で何ら異論が唱えられることがなかったということは、井形および池島の行為は、大学として「役職上の正当な業務であった」ということを認めていたことだと言えるのです。
- ⑪-⑫大学として役職上の正当な業務であったという趣旨で「本学元教員による名誉毀損、業務妨害行為について」（平成 27 年 2 月 24 日付。学校法人大阪経済大学）を正式公表すると承認したのであり、… なぜ今頃になって、「井形および池島の行為が正当な業務ではない」かのような意見が学内外で出されるのは理解しかねます。

以上、NO 31～34より、⑪から⑫-⑫の意見ないし論評を抽出した。

これらが原告の名誉を棄損する損害の発生・拡大に関連しているか、論評非逸脱性の範囲内かを一括して分析・評価し、下記㉑から㉒に示すことにする。

㉑ 被告大学の説明責任を原告の非難の方向に転嫁する類の意見ないし論評

⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯の意見ないし論評がこれに該当する。

ここでは、被告大学が前提事実および黙示的事実の真実性・真実相当性の説明責任を果たさず、表面的な現象をもって被告大学の名誉棄損をしているという論理のすり替えを行っている。この行為によって、原告の社会的評価は、お世話になった被告大学の顔に泥を塗る悪い奴として、その印象が関係者の脳裏に刷り込まれていくことになる。

① 被告大学の規律を乱す人物に、原告を仕立てる類の意見ないし論評

①、⑤、①の意見ないし論評がこれに該当する。

被告らの横暴な振る舞いを正すために、理事会などに改善を求めてきた原告に対し（甲14、甲37）、「ご本人の特性」という表現にみられるように、原告の品位を貶めていることは自明である。

② 被告らは規律を遵守していると、自らの正当性を主張する類の意見ないし論評

①、①、⑤、⑧、②、①-①の意見ないし論評がこれに該当する。

①では、「学部長が作成すべき授業計画」と表記のように、特任教員任用規程（新規程）を変造する刑法に抵触する行為、「私文書偽造」をし、それを「何ら異議が唱えられませんでした」と正当化し、あたかも正当な手続きを行っているかのように周囲を洗脳する、欺瞞に満ちた行為で原告を貶めている。

①の「学則上存在しない科目を挙げていたから」と理由を述べているが、これは井形が原告を陥れるために原告の1部科目の2部開講を認めておきながら、文科省に変更の手続きをせず、教務課にはシラバスに掲載させない指示をするという井形本人が教学ルール違反をし、それを原告がしたという、悪質な陥れをしている。

⑤、⑧、②、①-①の「理事会」「役職上の正当な業務」といった表現の裏には、理事長および理事長執行部、その中核人物の北村理事の専横ぶりが影響していると理解される（甲17、甲73）。

これに関する客観的な判断情報を草薙裁判での証拠資料より、3つ示す。

1つは、原告の地位確認訴訟（別件訴訟1）で「被控訴人井形および被控訴人池島の故意による共同不法行為」が確定した3か月半後の草薙氏に対する懲戒処分書（甲66）の下記表現には、理事長および理事長執行部には、全く反省の姿勢が見られない。

（ア）副学長，理事の役職上の義務に違反するものであり，
 （イ）穏やかに事態を收拾しようとする経営学部長らの業務を妨げ，
 （ウ）吉井研究室での会話の後，事実上吉井氏の退職が決定する学内理事会において経営学部長の報告を異議なく容認したと矛盾し，
 懲戒処分に該当する。なお，懲戒等検討委員会のヒアリングにおいて貴殿に本件に関する弁明の機会を与えたが，貴殿から反省の弁はなかった。

教職員組合の下記ニュースも第3者評価として参考になる。

1つは、2016年11月21日発行のNo.18組合ニュース（甲83）の下記抜粋である。

7. 10月25日評議員会理事長発言について

組合ニュース本号「3. 10月25日評議員会におけるタクシーチケット問題の議論について」に書いてありますが、評議員会でなされた理事長発言は、目を疑うものです。何度も書いてきましたが、本学の経費は学生およびその保護者によって納入された学費にその多くを依拠しています。タクシーチケットの私的利用など学生とその保護者に対する裏切り以外の何ものでもありません。理事長はこのことをまったく理解していないようです。

教職員に対しては、パワハラや懲戒解雇をふくむ違法な懲戒処分を行い、一方理事の不正行為は不問に付し、隠蔽を図る、このような大阪経済大学の現状を一刻も早く正常化するために、組合は今後も努力して参ります。

しかし、黒正巖先生がこの現状を見たら、どれほど嘆き悲しむでしょうか。理事長は、大阪経済大学を次世代へと引き継ぐという役割を自覚しているのでしょうか。理事長の発言から、われわれは深刻な疑問を抱かざるを得ません。

今1つは、2016年12月9日発行のNo.20組合ニュース（甲84）の下記抜粋である。

北村理事は、総務担当として、情報社会学部教授減給問題を引き起こした懲戒等検討委員会の一員として、これまで本学でおこなわれてきた懲戒問題を主導してきた理事です。自らの不正は理事長とともに不問に付し、隠蔽するとともに、組合員に対する違法な懲戒を実施してきた理事です。組合は、理事会に対して、本学の懲戒権行使に関する原則の説明責任を求めるとともに、北村理事の責任を追及して参ります。

理事長は組合について次のように発言しています。「皆さんも大阪経済大学で収入を得ているはずで、給料で生活しているはずで、そやのに、外に向かってばらすような、学校の中の内情をばらすようなこんな神経で本当にこの学校の発展・成長があるのかなというのが私の主観でございます」と。

その認識であるならば、マスコミに向かって、いや本学の学生とその保護者に向かって「学生諸君が納付した学費は、理事の飲んだあとのタクシー代になっています」と説明できますか。労働者に対しては懲戒解雇をふくむ厳罰を簡単に課す一方で、理事の不正は不問に付し、隠蔽を図る。そのような神経で本当にこの学校の発展・成長があるのかというのが、私ども教職員一同の客観的な意見でございます。

なお、理事長に最後に申し上げておきますが、大阪経済大学が学生からいただいておりますのは、学費であり、「月謝」ではありません。学習塾を経営してるかのような認識は直ちに改められた方が、よろしいかと思えます。皆一様に驚きました。

理事長のあとに、おこなわれた学長の説明は、タクシーチケット不正使用問題を問題にし、北村理事の理事職からの辞任を呼びかけた、非常に明確で道理にかなったものでした。元経営学部長2名によるパワハラ問題、経営学部若手教員懲戒解雇問題、情報社会学部教授減給問題等、発生したのは、いずれも佐藤理事長になってからです。佐藤理事長の責任は重いと、教職員組合は考えています。

㊥ 被告らの、自分で蒔いた種の非難を原告に責任転嫁する類の意見ないし論評

㊦、㊧、㊨、㊩の意見ないし論評がこれに該当する。

被告らへの「何か問題のある人物」、「学会等への参加回数が減った」、「大学教員としての現在および将来の生活に被害」といった悪影響は、原告の「尋常でない外部への攻撃性」によると視点の転換を図り、原告の品位を貶めている。

㊦ 被告らの、不都合な社会的評価を正視せず、都合のよい解釈・責任転嫁をする類の意見ないし論評

㊰、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵の意見ないし論評がこれに該当する。

㊰は、控訴審判決（2015年4月23日）を蔑ろにする、木村法学教授の見識を疑うお粗末な解釈（2016年2月24日）で、原告が被告大学を訴える訴訟に何ら正義を見いだせない「正直者が馬鹿を見る」不遜な表現である。

㊲、㊳、㊴、㊵の「徳永学長」「慎重な議論」「不受理と判断」「学長執行部議題として提起・論議しなかった」などの表現は、被告井形の不法行為を特任教員推薦委員長に加担させようという悪質な行為である。

㊧ 恫喝の類の意見ないし論評

㊶の意見ないし論評がこれに該当する。

原告には、この佐藤理事長の表現（2015年7月2日）から、社会的弱者をいたぶる傲慢さを感じとっており、闘う財力も知識もない弱者は、無駄な抵抗はせず、黙って従え、と言われている感じがし、原告にとっては、最も蔑むべき表現である。

NO31～34より抽出した㊰から㊶の27の意見ないし論評が、原告の名誉を棄損する損害の発生・拡大に関連しているか、論評非逸脱性の範囲内かについて分析・評価した結果、原告への人身攻撃が㊰から㊶の6つにカテゴライズされ、その分析・評価内容より、原告は、NO30と同じ結論に至った。

即ち、NO31～34の意見ないし論評は、論評非逸脱性の基準範囲を超えており、原告の名誉感情を侵害し、名誉を棄損している。これが原告の結論である。

第2の2の陳述： （注：被告大学の準備書面（3）の当該部分の抜粋）

「甲23、甲25、甲27、甲28は被告大学が別件訴訟2において証拠として、被告北村の証人調書（甲18）は別件訴訟3の和解によって解決した草薙訴訟で提出されたもので、いずれも訴訟記録となり、何人も閲覧できるが（民事訴訟法91条1項）、謄写等の交付を請求できるのは、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限られるので（同法91条3項）、第三者への流布（伝播）の可能性は限定的で「公然性」は認められない。

第2の2の陳述に関する原告の認否および反論：

被告大学の主張を強く否認する。

被告大学は、令和元年9月10日に被告大学の当該準備書面（3）を提出するに際し、原告が約3ヵ月前に提出した原告の準備書面（4）を精査したうえで、作成し、裁判所に提出されたのか、疑問に思う。

原告の準備書面（4）の3頁から9頁に亘って、NO30からNO35を対象に、最高裁の判例および伝搬性を立証する証拠などをもとに、名誉棄損とする伝搬性の存在を立証している。

これにより、刑法第230条「公然と事実を摘示し、人の名誉を棄損した者は、…」に抵触することになり、民事上も名誉棄損となる。

なお、被告大学は繰り返し同じ質問をする傾向がみられるため、被告大学の立場および事情にもとづいた正当な理由でもって弁明されたい。

第2の3の陳述： （注：被告大学の準備書面（3）の当該部分の抜粋）

「これらの文書及び証言調書によって、人に対して社会が与える評価（社会的評価）の低下を意味する外部的名誉の毀損について、原告の具体的にいかなる外部的名誉が毀損されたのか判然としないことは既に準備書面（2）で指摘したとおりである。」

第2の3の陳述に関する原告の認否および反論：

被告大学の主張は曖昧であり、名誉棄損の成否の判断に寄与する精度を高める、具体的な事由をもって反論されることを希望する。被告大学の当該陳述について、原告

が誠実に認否・反論するには不適切な陳述、曖昧な主張のため、否認する。

しかしながら、第2の3の陳述の文意を斟酌すると、前述の第2の1の陳述に関する原告の認否および反論が、原告の名誉を棄損するという法的解釈をしているので、被告大学の陳述に対する原告の認否・反論となると推認されるので、当該準備書面(5)の15～24頁を参照されたい。

なお、被告大学のこの陳述よりも約4ヵ月前に、原告の準備書面(3)において、NO30～35が原告の名誉を棄損しているという反論を、10～33頁に亘って行っている。

また、原告の訴状の20～30頁に亘って、NO30～35が、どのような事実関係に立脚した「公示文書」、「配布文書」、「陳述書」、「尋問調書」であるかを理解していただき、原告の名誉を棄損するところも明示したが、この訴状では、被告大学による意見論評型名誉棄損の立証が目的ではなく、原告が名誉棄損と判断している状況を正確に伝えることを目的としていたことを申し述べておく。

原告は、当該準備書面(5)の5～7頁に「意見ないし論評型名誉棄損」の免責要件を示しているので、被告大学におかれては、NO30～35が原告の社会的評価を低下せしめていないとする根拠を具体的に摘示し、その理由を明示し、可能ならば、そのように判断する証拠を呈示して、被告大学は主張されるべきである。

第2の4の陳述： (注：被告大学の準備書面(3)の当該部分の抜粋)

「更に、訴訟における主張立証活動が当初から相手方当事者の名誉を侵害し、または相手方当事者を侮辱する意図で、殊更に虚偽の事実又は当該事件と何ら関連性のない事実を主張する場合や、あるいはそのような意図がなくとも、相応の根拠もないままに、訴訟追行上の必要性を超えて、著しく不適切な表現で主張し、相手方の名誉を害し、又は相手方当事者を侮辱するなどの社会的に許容される範囲を逸脱するものでない限り、正当な訴訟活動として違法性を阻却される(乙6～8の裁判例参照)ので、被告大学が訴訟追行上の必要性から証拠として提出した甲28、甲27、甲25、甲23の被告北村の証言調書(甲18)は著しく不適切な表現は認められない。

第2の4の陳述に関する原告の認否および反論：

被告大学の主張を強く否認する。

被告大学が原告を名誉権侵害などで1500万円の賠償を求めた別件訴訟2を起す際の証拠とした、理事長の佐藤武司の陳述書が甲27（名誉棄損事例のNO32）で、同窓会会長兼理事の田村正晴の陳述書が甲28（名誉棄損事例のNO31）である。この2つは被告大学のいう「訴訟における主張立証活動」に該当するものであり、許容範囲を逸脱しない限り、違法性が阻却されることは原告も承知している。

甲25、甲23、甲18は原告との訴訟過程の証拠ではなく、被告大学の倫理観の欠如した学内事情を外部に暴露する事実情報であり、特に、北村實の尋問調書は、草薙氏が証人として法廷に立たせた、草薙裁判の直接の原因となった人物の調書であり、その応答に虚偽がある場合は偽証罪（刑法169条）に問われる、重要な証拠である。

この尋問調書には原告の人身攻撃をする逸脱した表現内容（含む、前提事実および黙示的事実）が多く含まれており、原告の準備書面（3）の22～28頁において、非逸脱性の範囲を超えている多くの事由を示し、証拠をもとに分析・評価している。

被告大学の証拠乙8に対する原告の見解を示す。 その前提は2つ、

1つは、被告大学代理人弁護士寺内氏（以下、寺内氏と表記する）所属の法律事務所は被告大学とは密接な関係にあるようで、学生自治会排除に絡む訴訟、里上裁判、草薙裁判、そして原告の訴訟に寺内氏の名前があることから、被告大学の諸規程に精通し、学内の諸事情に関する多くの情報を保有していると推認されることである。

今1つは、弁護士職務基本規程によれば、弁護士には弁護士の基本的人権擁護、社会正義実現義務から生ずる民事訴訟における真実義務（注：「積極的に真実を陳述せよと言うのではなく、真実に反することを知りながらその主張・立証をすることを禁止し、真実に反することが分かっているが相手方の主張事実を争い反証を上げることが禁じた消極的な義務」のこと）を負っていること、そして、次の規定の順守が求められるということである。

（信義誠実）第五条 弁護士は、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする。

（違法行為の助長）第十四条 弁護士は、詐欺的取引、暴力その他違法若しくは不正な行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない。

（偽証のそそのかし）第七十五条 弁護士は、偽証若しくは虚偽の陳述をそそのか

し、又は虚偽と知りながらその証拠を提出してはならない。

このもとで、次の④～⑥の事実について、被告大学代理人弁護士の寺内氏に釈明を求め、これについては必ず釈明されたい。

④ 釈明を求める第1の事由： 特任教員任用規程（新規程）の偽装

全学部共通の特任教員任用規程（新規程）（甲56）に対し、2012年9月28日、経営学部教授会で井形学部長・理事が原告に適用する特任教員任用手続きを説明、それを北村総務担当理事が補足、原告がこれについて質問と確認をしたが（甲3）、その偽装した新規程にもとづいて池島副学長兼カリキュラム委員長がカリキュラム委員会で遂行した証拠（甲4）、原告に自主的に特任申請を辞退せよと迫った井形発言（甲5）、この手続きは新規程にはないと発言する城推薦委員のメール（甲24）より偽装が立証される。

原告は、この事実は刑法159条3項と刑法161条に抵触する不法行為であると認識している。既に時効ではあるが、原告の認識に誤りがあるか、誤りであれば、その理由を述べていただきたい。

⑤ 釈明を求める第2の事由： 逸脱したカリキュラム委員会規程の変造

人間科学部のカリキュラム委員会規程（甲74）には、前述の偽装した特任教員任用規程（新規程）の内容、例えば、特任教員の推薦にはカリキュラム委員会の承認が必要といった内容に関連した規定はカリキュラム委員会規程にはない。しかしながら、経営学部の池島カリキュラム委員長は、偽装した新規程との関連で経営学部のカリキュラム委員会規程を歪め、それを遂行したことは池島の陳述（甲4）より自明であり、その行為を批判する山田学長補佐の「科目の廃止や新設は教授会で決定するもの（注：カリキュラム委員会は教授会に答申するのみ）」発言（甲22、2頁）より、変造が事実であることが立証される。

原告は、この事実は刑法159条3項と刑法161条に抵触する不法行為であると認識している。既に時効ではあるが、原告の認識に誤りがあるか、誤りであれば、その理由を述べていただきたい。

㉓ **釈明を求める第3の事由： 経営学部教授会規程を変質させる規程の変造**

経営学部教授会規程（甲75）に反する北村と田中が動議し、強行採決し、1年限りの試行とした、欠席教員も委任による決議参加を認めるという教授会規程の変造（甲54）である。これは、全学ではオーソライズされていない北村を中心とする一部の人間が主張する「特任人事は再雇用であり、その手続きは新規採用と同じ出席教員の3分の2以上の可が必要」に対応する変造であり、教授会議題は当日公表されるため、誰も事前には知りえない決議内容を事前に可否投票するという矛盾に充ちた不法行為であり、原告が在籍中に、実際に欠席投票が2回ほどあり、教授会を混乱させていた。

原告は、この事実は刑法159条3項と刑法161条に抵触する不法行為であると認識している。既に時効ではあるが、原告の認識に誤りがあるか、誤りであれば、その理由を述べていただきたい。

㉔ **釈明を求める第4の事由： 教学ルール違反者に仕立てた井形学部長・理事による1部科目の2部重複開講**

井形が2010年8月のカリキュラム委員会で1部科目の2部開講を認め（甲20、1～4頁）、井形学部長自ら教務課で1部科目の2部重複開講を仕掛け（甲20、4～5頁）、文科省への変更届（甲21）をせず、池島カリキュラム委員長はカリキュラム委員会で特任申請を認めない第1の理由とし（甲4）、井形が原告に特任申請辞退を迫る、その第1の理由としている（甲5）。

これは、直接的、有形的な方法で人の業務を妨害する行為を処罰する業務妨害罪に抵触する行為であり、ここでの業務は「人が社会生活上占める一定の地位に基づいて営む活動一般を指す」とされることから、原告の教育活動は業務と解され、被告大学による名誉棄損行為が立証される。

原告は、この事実は刑法233条（信用毀損及び業務妨害）に抵触する不法行為であると認識している。既に時効ではあるが、原告の認識に誤りがあるか、誤りであれば、その理由を述べていただきたい。

㉕ **釈明を求める第5の事由： 草薙裁判での証人尋問における北村の虚偽応答**

別件訴訟3（草薙裁判）での北村實尋問調書（甲18、7～9頁）の下記応

答部分「もちろん規程集に載せて、誰もが見える状態にしています」について、特任教員任用規程（新規程）には、この北村発言を立証する記載はない。

原告は、この事実は刑法169条（偽証罪）に抵触する不法行為であると認識している。既に時効ではあるが、原告の認識に誤りがあるか、誤りであれば、その理由を述べていただきたい。

（質問） 処分対象事実としての「特任教員の採用（再雇用）に関する発言は、本大学のこれまでの見解を越権的、専断的に歪め」と、…

（北村） 特任教員の制度は長く本学にあります。ある事件を通して、その性格をはっきりさせるべきだということがあって、規程を手直しして、趣旨をはっきりさせたときの、その趣旨を指しています。

（北村） かつて、定年引下げの代替措置としての特任という性格で理解する方もおられましたし、曖昧なところがありましたが、里上事件を通して、特任制度はいわば新採用であると、再雇用と表現してはいますが、新採用であるという性質をはっきりさせようという改正でありました。

（質問） これは学内には周知はさせたいのでしょうか。

（北村） もちろん規程集に載せて、誰もが見える状態にしていますし、

① 釈明を求める第6の事由： 別件訴訟1での特任任用実績データの捏造と虚偽陳述

原告は被告大学と別件訴訟1において、特任人事における労使慣行の存在を争点として争ったが、その時の被告大学の提出データには虚偽・捏造があると原告は次のように立証している。原告のこの認識に誤りがあるか、誤りであれば、その理由を述べていただきたい。

表1. 別件訴訟1での被告大学の証拠

教育職員定年退職者		
年度	定年退職後特任となった者	定年退職したが特任とならなかった者
1990(2年度)	松本浩一	
1991(3年度)	松本浩一	
1992(4年度)	松本浩一	
1993(5年度)	松本浩一	
1994(6年度)	松本浩一	
1995(7年度)	松本浩一	
1996(8年度)	松本浩一	
1997(9年度)	松本浩一	
1998(10年度)	松本浩一	

表2. 里上裁判での被告大学の証拠

教育職員定年退職者		
年度	定年退職後特任となった者	定年退職したが特任とならなかった者
1990(2年度)	浜田幸策	
	竹林祐吉	
1991(3年度)	元浜清海	
1992(4年度)	井手健三	
1993(5年度)		
1994(6年度)	成瀬 洋	
1995(7年度)	山本晴雄	
		大川正人(不申請)
1996(8年度)	大隈 弘	
1997(9年度)		香川尚道(取り下げ)
1998(10年度)	山田達夫	

1999(11年度)	北崎豊二	西野証治(不申請)
	松村幸一	
	千原勇夫	
	浜本 泰	
	泉谷勝美	
	高寺貞男	
2000(12年度)	内海健一	
	久野晋良	
2001(13年度)	中川 操	入江 正(不申請)
	高城 寛	
2002(14年度)	松原和男	
	藤本周一	
2003(15年度)	久保田 諒	
	伊藤 武	近藤秀憲(不申請)
2004(16年度)		里上隆尚
		森田寿一(取り消し)
合計	23人	7人

これは原本と相違ありません。
2005年4月19日
大阪市東淀川区大隅2丁目2番8号
学校法人 大阪経済大学
理事長 井阪 健一

表3. 別件訴訟1での被告大学の証拠

表4. 里上裁判での被告大学の証拠

債務者が既に提出致しております乙24の「教育職員定年退職者」について誤記が判明しましたので、以下のとおり訂正いたします。

【誤】(乙24)	【正】
定年退職後特任となった者	定年退職したが特任とならなかった者
1996(8年度) []	[]
2001(13年度) []	[]

この結果、最近15年間で定年退職者30名のうち、7人が特任教員に採用されていないと主張していましたが、正しくは9人が採用されていないということになります。また、1号特任と2号特任との採用について区別して規定していることを簡潔にまとめましたので別紙として添付いたします。

以上

債務者が既に提出致しております乙24の「教育職員定年退職者」について誤記が判明しましたので、以下のとおり訂正いたします。

【誤】(乙24)	【正】
定年退職後特任となった者	定年退職したが特任とならなかった者
1996(8年度) 大槻 弘	大槻 弘
2001(13年度) 高城 寛	高城 寛

この結果、最近15年間で定年退職者30名のうち、7人が特任教員に採用されていないと主張していましたが、正しくは9人が採用されていないということになります。また、1号特任と2号特任との採用について区別して規定していることを簡潔にまとめましたので別紙として添付いたします。

以上

これらは同一の資料のため、特任教員申請要件を満たしていたか、特任教員を申請したか、特任教員の申請を辞退したか、特任教員の申請を却下され不採用となったかの分析が可能となり、任用されなかった者のデータの記載が正確か、虚偽かが立証される。なお、被告大学は個人の特任とその理由を追跡できないよう

にマスキングし、「プライバシー保護の観点から」（平成26年8月8日づけの被告大学の準備書面（5）、3頁参照）と説明している。

里上教授の里上裁判での陳述書（補充書）には、元学長や同僚の協力のもとで調べた事実、すなわち、定年退職者が特任教員を申請したのか、辞退したのか、申請資格がなかったのかなどの情報が記載されており、被告大学のデータの誤りを指摘しており、その結果、被告大学は表4に示すようにデータの一部を修正している。なお、原告も当時をよく知る元学長や先輩の協力のもとで自ら事実確認をし、里上教授のデータの信頼性をチェックしている。その結果を下記に示す。

立証資料：被告大学の「任用されなかった者及び理由」は虚偽説明

年度	任用されなかった者及び理由	真実、若しくは真実とみなせる事実
平成7年度	1名（不申請）	大川正人（申請辞退、九州の実家へ帰る）
平成8年度	1名（不明）	不明は、表4に記載の大槻弘（申請資格無し、業績不足）
平成9年度	1名（申請取下げ）	香川尚道（申請辞退、出版した著書は従前と殆ど同じで業績とはみなせないという樋口助教授の執拗な追求により、申請を辞退する。原告が経営学部着任時の出来事である。）
平成11年度	1名（不申請）	西野証治（申請辞退、病気のため）
平成13年度	2名（不明、不申請）	不明は、表4に記載の高城寛（申請辞退、病気のため） 入江正（申請資格無し、業績不足）
平成15年度	1名（不申請）	近藤秀磨（申請辞退、奥さんの病気のため）
平成16年度	2名推薦委員会推薦取消し 里上教授（人間科学部）、 森田教授（経済学部）	里上譲衛教授（人間科学部）、森田寿一教授（経済学部）、平成17年度の瀬岡吉彦教授（経済学部）も同様で、学長選挙に起因して、不採用となったケースである。 井阪理事長、重森学長は、合同教授会で、「例外中の例外であり、特任人事の労使慣行は従前と変わらず」と発言されている(甲26参照)。

上記の分析・検証の結果、被告大学の虚偽表記、データの捏造が立証される。

これに加えて、被告大学の陳述書では、「特任人事において特任申請したからといって申請要件を充たしていたとしても採用されるという労使慣行は存在しない」という主張をするために、次式で主張している。

特任採用率＝（特任申請した採用者）／（定年退職者）

**定年退職者＝特任申請資格のない教員+特任申請辞退者+特任申請したが
却下された不採用者+特任申請した採用者**

この式でもって、被告大学は必ずしも採用されずとは限らないと準備書面で陳述し、大阪地裁もこの式の認識のもとで、特任人事における労使慣行の不存在を判示している（甲1）。

正しくは、次式である。分母に特任申請資格のない教員および特任申請辞退者を含める被告大学の見識は、手段を選ばない非常識の極みである。

特任採用率＝（特任申請した採用者）／（特任申請者）

特任申請者＝特任申請したが却下された不採用者＋特任申請した採用者

控訴審では、原告は、井阪理事長および重森学長が合同教授会を開いて特任申請した里上教授の不採用を例外中の例外と発言した音声データとその反訳書（甲26）を提出したが、裁判官はこの証拠には一言も触れず、判断から完全に除外しており（甲2）、地裁判決（甲1）を踏襲している。

以上、④～⑥の事実に関する寺内氏の釈明を求める。原告の判断では寺内氏の釈明の中に真実があり、それが乙8に対する原告の見解となるであろうとみている。

第2の5の陳述： （注：被告大学の準備書面（3）の当該部分の抜粋）

「以上、1～4により、甲28、甲27、甲25、甲23、甲18による名誉毀損は認められない。

なお、原告は別件訴訟2において上記の証拠を入手し名誉を毀損するものであることは容易に判断することが可能であったのであるから同訴訟において被告大学の提訴の不法行為にあわせて本件名誉毀損に基づく不法行為の反訴提起をしないで別件訴訟2の判決（甲7～8）で賠償を命じられたことを不満として本件訴訟を提起することは訴訟経済の観点からして信義則に反するものであることを念のため補足しておきたい。

第2の5の陳述に関する原告の認否および反論：

被告大学の主張を強く否認する。

「本件名誉毀損に基づく不法行為の反訴提起をしないで」との部分については、原告の脳裏には全く浮かばない事由であると報告する。この被告大学の陳述で思い出す

ことは、二宮教授にセクハラされた西口教授との会話（彼女の自宅を訪問した際、彼女は民事訴訟の有効期間内であったことを知らず、彼女の相談窓口を務めた外部の女性専門家は彼女の立場にたったアドバイスをせず、タイミングを失したという事由）および当時の人権委員兼調査委員との会話を思い出す。

多くの被害者は、原告を含め、訴訟の手続きを知らず、訴訟に必要な関連法規も無知に等しく、信頼できる弁護士や相談相手に巡り合える機会も少ないということによるのではないかと原告は思う。

「訴訟経済の観点からして信義則に反する」訴訟に関しては、そのような訴訟を展開しているのは被告大学であると原告は主張する。その理由の1つは、前述の④～⑥の事実に関する寺内氏の釈明の中に必ずあると強調しておきたい。

なお、2012年3月末、大阪地裁は原告に地位保全仮処分申立を却下し、民事訴訟することをすすめたが、この時点で、原告が、憲法、刑法、民法について熟知しており、民事訴訟および刑事訴訟の仕方を知っており、被告大学の不法行為、前述の④～⑥の事実のなかに刑法に抵触する行為があったならば、職場復帰は困難と判断していたので、刑事訴訟により、被告大学の非を追求した可能性が高いと思う。

その理由は、原告が最も忌み嫌う行為、すなわち、大学の理念を逸脱し、職位を笠に着て、大学の人・モノ・金を使い、意にそわない人物を排斥し、同調者らと意を通じて大学を私物化する行為を原告は許すことができない性格のためである。

原告が被告大学を相手に名誉棄損訴訟をしているが、この訴訟が、同じような不法行為をする人物への警鐘になり、かつ、被害者への勇気となれば幸いと思っている。

第2部 原告による名誉棄損等請求事件における確認と要望

1. 原告準備書面（1）の第2、

「5 原告の名誉棄損による損害額とその考え方」の陳述部分の一部修正

原告が被告大学を名誉棄損で訴えた当該訴訟中は、別件訴訟1の地位確認等請求事件の再審請求をした、その最高裁の抗告棄却が2019年7月17日にあり、この関係で、原告が2018年11月19日に提出した準備書面（1）の第2の5の9頁を下記のように修正する。なお、赤く表記したところが追加した陳述部分である。

この修正に際し、被告北村理事から「本学教員は大学の教育研究に専心せよとの理

事会要請があり、情報通信総合研究所の客員研究員および羽衣学園の非常勤講師を辞めるようにと指示されたが、この事実は、被告井形が芦屋大学に非常勤講師として勤めた一件と矛盾することから、2004年度以降の確定申告の所得税の確定申告書Bに情総研と羽衣学園の給与記載がないことを確認のうえ、併せて次のように修正する。

＜修正した部分： 原告の準備書面（1）の第2の5の9頁＞

この損害賠償額の請求の妥当性を原告の経済活動への影響に焦点をあてて評価すると、**客員研究員の給与は一応除外することとし、非常勤講師の継続を強く要望されながら、強引に辞任する羽目になった羽衣学園の給与（22万5千円）を原告の70歳までの13年間として292万5千円を計上し、かつ、3年間の特任教授の給与総額を別件訴訟1の予備的請求額1273万5千円（甲1、2頁）を計上し、これに加えて、2013年3月に退職し、3年間の特任教授の任期終了後、コンサルティング活動を軌道に乗せていたと仮定すると、2016年4月から活動してほぼ3年経過していたことになる。コンサル活動の年間収入を、原告が株式会社情報通信総合研究所での客員研究員としての報酬約300万円を原告の現在の経済活動の価値の報酬として適用すると、300万円×3年＝900万円となり、~~これらを全て考慮すると総額2466万円となり、のみを考慮しても~~原告が請求する損害賠償額1000万円は妥当な評価範囲となる。**

2. 原告による、名誉棄損の事由NO36の追加

被告大学の北村被告の指示「情報通信総合研究所の客員研究員および羽衣学園の非常勤講師を辞めるように」との指示は、被告井形の芦屋大学に非常勤講師として勤務することを認めた処遇とは異なる悪意を感じるため、これを名誉棄損の事由NO36として追加する。原告は、被告大学が多くの非常勤講師の協力のもとで学生へのサービスを行っていることを理解し、被告大学は教員には十分な給与を支給していることから、大学の教育への専念を指示されたと理解し、退職するまで、原告の同僚は非常勤講師をしていないと判断していた。原告の馬鹿正直さにはあきれるが、被告北村の理事という立場を利用した悪意は、羽衣学園が非常勤継続を強く要望しているのを真意を伝えず強引に拒否した後悔の念を併せ、原告の社会的信用・評価を貶めるものとして、訴えるものである。

なお、羽衣学園の非常勤講師を辞退した証拠、甲85を示しておく。

3. 名誉棄損の事由NO1～29は、未だ未検討ではないのか

原告は、名誉棄損の時効については、訴状の6～7頁、準備書面(2)の14～17頁、準備書面(3)の4頁において、民法第724条の「被害者が損害を知った時」とは、被害者が損害の発生を現実に認識した時をいうと解すべきである。」との最高裁の判示のもとで、民法724条の3年間の短期消滅時効の期限は、原告が名誉棄損の損害賠償請求権を有すると知った平成28年7月頃よりカウントして平成31年6月頃となり、期限内であることを陳述している(参考:「最判平成14年1月29日民集56巻1号218頁」)。

したがって、NO1～29は原告の名誉を棄損する事実摘示型名誉棄損の範疇のものが殆どであるが、被告大学は、結審間近と思われる現時点において、未だ立証責任を果たしていない。

日本の名誉毀損裁判では真実性の立証責任は被告が負うこととされており、被告大学が原告を名誉棄損等で訴えた時には、被告大学の神田代理人弁護士は、原告にそれを求めており、原告は被告本人訴訟に切り替えて、誠実に準備書面および証拠をもって、被告大学の主張を却下する反論をしている。

なお、別件訴訟1では「被控訴人井形および被控訴人池島の故意による共同不法行為」が確定しており、別件訴訟2では、歴代の経営学部執行部によるパワハラが確定していることから、事実の真実性・真実相当性の観点から、被告大学は名誉棄損を認めたものと推認しているが、反論があれば、陳述されるべきである。

4. 結審に際して、原告の望むこと

原告は、地位確認を求めた別件訴訟1において、被告大学提出の最後の準備書面を抛り所として、被告大学の虚偽陳述および捏造された事実を、大阪地裁は真実・真実相当性とみなし、「特任人事における労使慣行の不存在」という判決を下し、大阪高裁は、井阪理事長および重森学長が合同教授会で「労使慣行は従前と変わらず(存在する)」と人事における基本的な考えを述べた音声データおよびその反訳書(甲26)には一言も触れず、大阪地裁の判決を踏襲している。

原告は、このような事態を避けるために、結審においては、被告大学の最後の準備

書面を確認し、反論できるように取り計らってくださることを大阪地裁にお願いします。

以上